

専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについて

1. 第Ⅲ期基本計画（令和2年6月2日）における指摘事項

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

ア 統計基準の整備

（前段部分は省略）

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

別表 今後5年間に講ずる具体的措置

[具体的な措置、方策等]

- 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえて、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。

[実施時期]

日本標準産業分類の次期改定（令和5年度（2023年度）に向けて実施する。）

2. 基本計画への記載に至るWGでの議論

～ 第1回経済統計WG、第2回共通基盤WG合同会合（H29.6.15） ～

- 法人企業統計の母集団情報と事業所母集団データベースとのかい離の要因の一つとして指摘されている、給料が支払われている従業員数がゼロかつ自前の設備を有していない法人については、付加価値を産み出しているのであれば、事業所母集団データベースや各統計調査の対象に含めるべきではないか。

- 目標は、付加価値などを漏れなく、重複なく把握することである。

【事務局の問題意識と整理の方向性】

- 専従の役員・労働者等が存在しない法人等であっても、登記上の所在地及び役員等が存在すると考えられることから、概念的には JSIC における事業所の要件である「人及び設備」を満たすことが可能と考えられるが、現行の JSIC にはその点が明示されていない。
- このため、統計調査によっては専従の役員・労働者等が存在しない法人等が当該調査の集計対象とはならない場合がある。ただし、調査手法によって当該法人等の把握可能性に違いもあり、その活動実態も様々である。
- 現行の JSIC の一般原則 第2項 事業所の定義においては、事業所の定義の原則的な記載の後に、経済活動が多種多様であることを踏まえて事業所の扱いが適宜補足されている部分がある。上述の状況を踏まえると、この補足されている箇所、本件に関する必要事項を追記することが従来から補足的に扱われてきた経済活動に関する記載と整合的であると考えられる。
- 現時点では例えば、先の現行 JSIC の一般原則 第2項 事業所の定義において、調査の目的によっては専従の役員・労働者等が存在しない法人等を事業所とみなす場合があるなどの文言の追加を検討している。